

《参考》青少年活動センター料金改定のお知らせ

区 分		単 位	使 用 料				
			現 行		改 正 後		
			青少年等	その他のもの	青少年等	その他のもの	
京都市 北青少 年活動 センタ ー	多目的ホール		円 900	円 1,900	円 920	円 1,950	
	中 会 議 室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	小 会 議 室		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>	
	和 室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	レッスンスタジオA		600	1,300	<u>610</u>	<u>1,330</u>	
	レッスンスタジオB		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>	
	グループ活動室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	料 理 室		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>	
	音 楽 ス タ ジ オ		700	1,500	<u>720</u>	<u>1,540</u>	
京都市 中京青 少年活 動セン ター	大 会 議 室		1,500	3,100	<u>1,540</u>	<u>3,180</u>	
	中 会 議 室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	小会議室A及び小会議室B		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>	
	和 室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	レッスンスタジオ		600	1,300	<u>610</u>	<u>1,330</u>	
	ピ ア ノ 室		200	400	200	<u>410</u>	
	スポ ーツ ルー ム	全面使用	夜間A	5,200	10,400	<u>5,340</u>	<u>10,690</u>
			夜間B				
		半面使用	夜間A	2,600	5,200	<u>2,670</u>	<u>5,340</u>
			夜間B				
音 楽 ス タ ジ オ		1室につき1時間	700	1,500	<u>720</u>	<u>1,540</u>	
トレーニングルーム		1人につき1回	300	600	300	<u>610</u>	
京都市 東山青 少年活 動セン ター	ミーティングルームA及 びミーティングルームB		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	ミーティングルームC		200	400	200	<u>410</u>	
	和 室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>	
	レッスンスタジオ		600	1,300	<u>610</u>	<u>1,330</u>	
	創 造 活 動 室		1,500	3,100	<u>1,540</u>	<u>3,180</u>	
	創 造 工 作 室		工作台1台につき 1時間	300	600	300	<u>610</u>
	音 楽 ス タ ジ オ		1室につき1時間	700	1,500	<u>720</u>	<u>1,540</u>

京都市 山科青 少年活 動セン ター	大会議室	1室につき1時間	600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	中会議室		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>
	小会議室		200	400	200	<u>410</u>
	和室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	料理室		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>
	スポーツルーム		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800	<u>920</u>	<u>1,850</u>
京都市 下京青 少年活 動セン ター	大会議室	1室につき1時間	600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	中会議室		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>
	小会議室		200	400	200	<u>410</u>
	和室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	スポーツルーム		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>
	トレーニングルーム	1人につき1回	300	600	300	<u>610</u>
京都市 南青少 年活動 センタ ー	大会議室	1室につき1時間	600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	中会議室		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>
	多目的室		200	400	200	<u>410</u>
	和室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	料理室		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>
	スポーツルーム		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800	<u>920</u>	<u>1,850</u>
京都市 伏見青 少年活 動セン ター	中会議室A及び中会議室B	1室につき1時間	400	800	<u>410</u>	<u>820</u>
	小会議室A及び小会議室B		200	400	200	<u>410</u>
	和室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	レッスンスタジオ		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>
	料理室		600	1,200	<u>610</u>	<u>1,230</u>
	スポーツルームA		800	1,600	<u>820</u>	<u>1,640</u>
	スポーツルームB及び スポーツルームC		400	800	<u>410</u>	<u>820</u>

所 管 課 名 京都市文化市民局

共同参画社会推進部勤労福祉青少年課

(電話 222-3089)

指定管理者名 公益財団法人 京都市ユースサービス協会

(電話 213-3681)

26年4月1日から消費税率引き上げに伴う

施設使用料等の改定のお知らせ

1 消費税率引き上げに伴う施設使用料等の改定について

社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、あらゆる世代が広く負担を分かち合うものとして、平成26年4月1日から消費税率の引き上げ（5%→8%）が実施されます。

これに伴って、消費税が課税される使用料・手数料等については、現行の料金に消費税率引上げ分（5%→8%の3%分）が上乗せされます。

【施設使用料等の改定の考え方】

	考え方	参考
①	課税対象の使用料・手数料等は、現行の料金に消費税率引き上げ分(3%)を上乗せします。 課税対象でない使用料・手数料等は、国の手数料令が改正される危険物手数料を除き、料金は現行のままです。	課税対象でない使用料・手数料等には、住民票の写し・戸籍謄抄本の交付等の行政サービス手数料、社会福祉事業、埋葬料・火葬料、授業料などが当たります。
②	利用者の利便性の観点から、原則10円単位となるよう切り捨てによる端数処理を行い、現行料金に消費税率引き上げ分(3%)を上乗せした場合の改定額が10円未満のものは改定しません。 ※ ただし、現行料金が1円単位の場合は、1円単位で改定します。	改定を見送ったことによって生じる使用料・手数料等の収入不足分は、結果として、 市民の皆様の税金で負担している こととなります。
③	ただし、以下の理由に該当する項目は、例外的に改定を見送っています。 ・国基準等に基づき料金を定めているもので、国基準等の改定が示されていないもの ・近い将来、抜本的な制度見直しを予定しているもの ・政策的な理由から改定を見送るべきもの ・改定を実施するために事務コストが必要なことを考慮すると料金改定による収入額が小さいもの	

2 施設使用料等の改定状況について

個別の施設等における使用料等の改定概要については、以下のホームページを参照してください。

[◇平成26年度予算資料（9 使用料・手数料等改定一覧）](#)

なお、個別の施設等における使用料等の改定の有無（例外的に改定を見送った施設等を含む）については、**別紙1**及び**別紙2**も参考にしてください。

また、11月市会において議決を経た市バス・地下鉄における料金の改定概要については、以下のホームページを参照してください。

[◇消費税率改定に伴う市バス・地下鉄の運賃改定について（実施決定）](#)

■お問い合わせ■

京都市行財政局財政部財政課 075-222-3291

※各施設等における具体的な料金改定の状況については、各施設等に直接お問い合わせください。

消費税率引き上げに伴い施設使用料等を改定するもの

◆京都市管理施設

所管局	項目・施設等	問い合わせ先	
総合企画局	大学のまち交流センター (キャンパスプラザ京都)	市民協働政策推進室	222-3103
文化市民局	男女共同参画センター	男女共同参画推進課	222-3091
文化市民局	青少年活動センター	勤労福祉青少年課	222-3089
文化市民局	市民活動総合センター	地域自治推進室	222-4072
文化市民局	無鄰菴	文化芸術企画課	366-0033
文化市民局	円山公園音楽堂	文化芸術企画課	366-0033
文化市民局	ハンナリーズアリーナ (京都市体育館)	市民スポーツ振興室	366-0168
文化市民局	市民スポーツ会館	市民スポーツ振興室	366-0168
文化市民局	武道センター	市民スポーツ振興室	366-0168
文化市民局	横大路運動公園	市民スポーツ振興室	366-0168
文化市民局	宝が池公園運動施設 (テニスコート等)	市民スポーツ振興室	366-0168
文化市民局	有料運動公園	市民スポーツ振興室	366-0168
文化市民局	地域体育館	市民スポーツ振興室	366-0168
保健福祉局	福祉ボランティアセンター	地域福祉課	251-1175
保健福祉局	長寿すこやかセンター	長寿福祉課	251-1106
産業観光局	創業支援工場	新産業振興室	222-3324
産業観光局	宇多野ユースホテル	観光M I C E 推進室	222-4130
産業観光局	市場使用料 (第一市場)	中央卸売市場第一市場	311-6251
産業観光局	市場・と畜場使用料 (第二市場・と畜場)	中央卸売市場第二市場	681-5791
産業観光局	上弓削農業集落排水処理施設使用料	農業振興整備課	222-3352
都市計画局	京都市醍醐交流会館	都市総務課	222-3671
都市計画局	景観・まちづくりセンター	都市づくり推進課	222-3503
都市計画局	久我の杜生涯学習プラザ	住宅政策課	222-3666
都市計画局	市営住宅駐車場	住宅管理課	222-3631
教育委員会	青少年科学センター	青少年科学センター	642-1601
教育委員会	生涯学習総合センター, 生涯学習総合センター 山科	生涯学習総合センター	802-3141
教育委員会	野外活動施設花背山の家	花背山の家	746-0717
教育委員会	子育て支援総合センターこどもみらい館	こどもみらい館	254-5001
環境政策局	死獣処理手数料	まち美化推進課	213-4960

所管局	項目・施設等	問い合わせ先
環境政策局	ふん尿処理手数料	まち美化推進課 213-4960
消防局	危険物施設許可申請等手数料	予防部 212-6687
上下水道局	(水道) 水道料金・加入金・疏水の水の使用料 (公共下水道) 下水道使用料	経営企画課 672-7709
上下水道局	(地域水道) 水道料金・加入者負担金 (北部地域特定環境保全公共下水道) 下水道使用料	地域事業課 672-7790
上下水道局	(京北地域水道) 水道料金・加入金 (京北特定環境保全公共下水道) 下水道使用料	地域事業課京北分室 852-1820

◆指定管理者管理施設（利用料金制の施設）

所管局	項目・施設等	問い合わせ先
総合企画局	国際交流会館（kokoka）	国際化推進室 222-3072
文化市民局	京都会館（閉館中）	文化芸術企画課 366-0033
文化市民局	文化会館	文化芸術企画課 366-0033
文化市民局	京都コンサートホール	文化芸術企画課 366-0033
文化市民局	文化財建造物保存技術研修センター	文化財保護課 366-1498
文化市民局	西京極総合運動公園（陸上競技場兼球技場，補助球技場，野球場，プール施設）	市民スポーツ振興室 366-0168
文化市民局	宝が池公園運動施設（球技場）	市民スポーツ振興室 366-0168
文化市民局	京北パラグライダー施設	市民スポーツ振興室 366-0168
保健福祉局	障害者スポーツセンター	障害保健福祉推進室 222-4161
保健福祉局	障害者教養文化・体育会館	障害保健福祉推進室 222-4161
保健福祉局	健康増進センター	保健医療課 222-3411
産業観光局	勸業館（みやこめっせ）	産業総務課 222-3333
産業観光局	宇津峡公園	農業振興整備課 222-3352
建設局	ラクト健康・文化館	市街地整備課 213-3537
建設局	宝が池公園子どもの楽園	緑政課 222-3589
教育委員会	野外活動施設京北山国の家	生徒指導課 213-5622

消費税率引き上げに伴う施設使用料等の改定を見送るもの

所管局	項目・施設等	改定しない理由
文化市民局	市立浴場	国基準等の一定の基準（物価統制令）に基づき額を定めているもので、国基準等の改定が示されていないため
保健福祉局	老人保養センター	
保健福祉局	敬老乗車証	自己負担金のあり方について近い将来に見直しを行う予定としているため
文化市民局	美術館	25、26年度の2箇年かけて50%の使用料の改定を行っているところであるため
文化市民局	二条城	26年度の東大手門改修工事に伴う北大手門への入城門の変更や、今後予定している二条城東側空間の再整備により、来城者が本来の状態で見ることができないため
文化市民局	動物園	大規模整備中であり、観覧箇所が限られているため。また、再整備の財源として既に入園料に100円の上乗せを実施しているため
環境政策局	定期ごみ・資源ごみ処理手数料	ごみ減量・リサイクルを促進する目的で設けた手数料であるため
環境政策局	粗大ごみ処理手数料	
環境政策局	クリーンセンター搬入ごみ処理手数料	
環境政策局	環境保全活動センター	<p>現行の料金に消費税率引き上げ分(3%)を上乗せしても、その影響額が微小であるため</p> <p>※影響額が10万円未満のものは基本的に改定しない。</p>
文化市民局	久世ふれあいセンター	
文化市民局	百井青少年村	
文化市民局	黒田トレーニングホール	
文化市民局	京北運動公園	
文化市民局	いきいき市民活動センター	
文化市民局	市民活動総合センター モールオフィス	
産業観光局	森林文化交流センター	
産業観光局	京北森林公園	
建設局	京都市梅小路公園	
建設局 都市計画局	駐車場	精算機等のシステム改修に多額の経費を要するため
建設局	自転車等駐車場	